

大阪府社会福祉事業団職員互助会  
資格取得及び更新に対する補助制度実施要綱

(平成24年4月1日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府社会福祉事業団職員互助会（以下「互助会」という。）会則第5条並びに互助会運営規則第2条に規定する会員の福利増進のための事業として、資格取得及び更新に対する補助についてその取扱いを定め、会員のスキルアップを図ることを目的とする。

(資格取得及び更新の定義)

第2条 資格取得とは、現在保有していない次の各号のいずれかの資格取得のための試験を受験し、新たに取得することをいう。

- (1) 社会福祉法人経営実務検定（会計3級・会計2級・会計1級・経営管理）
- (2) 日本商工会議所簿記検定（1級～4級）
- (3) 社会保険労務士
- (4) MOUS（マイクロオフィススペシャリスト）スペシャリストまたはエキスパートのうち、次のバージョン
  - ①Word（2013, 2016, 2019）
  - ②Excel（2013, 2016, 2019）
  - ③PowerPoint（2013, 2016, 2019）
  - ④Access（2016, 2019）
- (5) 認知症ケア専門士
- (6) 福祉住環境コーディネーター（1級～4級）
- (7) 健康運動指導士
- (8) 健康運動実践指導者
- (9) 健康介護コンシェルジュ検定（1級～3級）
- (10) 認定看護師資格（感染管理、在宅ケア、摂食嚥下障害看護、認知症看護、皮膚・排泄ケア）

2 資格更新とは、現在保有しており次の各号のいずれかの資格更新のことをいう。

- (1) 認知症ケア専門士に必要な5年毎の更新
- (2) 健康運動指導士に必要な5年毎の更新
- (3) 健康運動実践指導者に必要な5年毎の更新

(補助対象)

第3条 補助の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助の申請時および受験、更新時に互助会の会員の資格を有しているもの
- (2) その他会長が特に必要と認めたもの

2 資格取得補助は、前条に規定する会員が第2条第1項に規定する資格取得のための受験費用に対して行うものとし、資格更新補助は、前条に規定する会員が第2条第2項に規定する資格更新時に必要な次の各号のいずれかの費用に対して2万円を上限として、行うものとする。ただし、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団公費の支給を受けて受験または更新するものを除く。

- (1) 認知症ケア専門士の更新に必要な生涯学習参加費及び手数料（生涯学習等の会場までの交通費

は除く) 但し、更新月の前月から遡り 12ヶ月間に受講したものに限る。

- (2) 介護予防運動指導員の更新に必要な更新料
  - (3) 健康運動指導士の更新に必要な講習会費及び手数料 (講習会等の会場までの交通費は除く)
  - (4) 健康運動実践指導者の更新に必要な講習会費及び手数料 (講習会等の会場までの交通費は除く)
  - (5) 第2条第1項第1号から第6号及び第8号から第10号に規定する資格取得のための受験費用
  - (6) 介護予防運動指導員資格取得のための講習会費
  - (7) 健康介護コンシェルジュ (1級~3級) 資格取得に必要な検定料
- 3 補助は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に受験または更新するもので、会長が承認した会員に行うものとする。

(資格取得補助の制限)

- 第4条 資格取得補助は、前項に定める期間内に会員一人につき1回までの事由発生に限り行うものとする。なお、第2条第1項第1号第2号および第6号、第9号については1つの級、第4号、第10号においてはいずれか1つのバージョンを受験することを1回の事由発生とする。
- 2 資格取得補助は、第2条第1項に定める資格1資格につき、会員一人1回までとする。なお、第2条第1項第1号については、1つの科目を1資格とする。
- 3 資格取得補助に対して試験の合否結果は問わない。

(補助金の請求並びに交付)

- 第5条 補助金の請求は、受験及び更新後3月以内に、資格取得及び更新に対する補助金請求書(様式第1)に、次の各号に掲げる書類を添付して、各所属長を経由して会長に提出しなければならない。
- (1) 資格取得補助請求
    - ・受験票または受講証(写)
    - ・受験または受講費用領収証(原本)但し、主催団体の都合等により領収証がない場合は、合否結果がわかるものと費用の金額がわかるものを添付し、領収書の代わりとすることができる。
  - (2) 資格更新補助請求
    - ・更新費用がわかるもの(参加費の領収書等)
    - ・更新したことがわかるもの(会員証の写し等)
  - (3) その他会長が必要とするもの
- 2 補助を受けようとする会員は、その事由の発生した日の翌月から3か月以内に請求しないときは、当該権利は消滅する。なお、請求とは前項に規定する書類が、所属施設を通じて互助会事務局が受け付けることをいう。ただし、特別な理由があり、会長が認めた場合はこの限りでない。
- 3 補助金の申請は、会員本人が行わなければならない。
- 4 補助金は、給与支給日に交付する。

(補助の制限)

- 第6条 会長は、補助の申請、交付並びに報告に関して不正や虚偽の事実があったことが判明したときは、その補助を取消し、会員に補助金の一部または全部を一時に返済させることができる。

(権利の譲渡禁止等)

- 第7条 会員は、この資格取得に対する補助の権利を他に譲渡し、又は担保に供することはできない。
- 2 この制度を利用しなかった会員に対する助成の代替措置は講じない。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めがない事項については、会長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度に限り、第3条第3項に定める補助対象の期間を平成24年7月1日から平成25年3月31日とし、第4条第2項に定める申請期間を、平成24年4月1日から平成24年5月31日とする。
- 3 平成24年度に限り、第5条第2項に定める承認は、平成24年6月30日までにを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 平成28年度に限り、第3条第3項に定める補助対象の期間を平成28年7月1日から平成29年3月31日とし、第4条第2項に定める申請期間を、平成28年9月1日から平成29年5月31日とする。また、第5条第1項および第2項に定める申請期限を3ヶ月以内から6か月以内とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

所属長		

年 月 日

大阪府社会福祉事業団職員互助会  
会 長 様

施設名  
職員番号  
氏 名 印

### 資格取得及び更新に対する補助金請求書

大阪府社会福祉事業団職員互助会の会員の資格取得及び更新に対する補助制度実施要綱に基づき、標記補助金を下記のとおり受けたいので、関係書類を添付し請求いたします。

記

1. 補助金請求額 金 \_\_\_\_\_ 円 (上限20,000円)

2. 受験資格及び更新資格 ( \_\_\_\_\_ )

3. 受験日及び更新日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

4. 受験及び更新費用 \_\_\_\_\_ 円

5. 添付書類
- (1) 資格取得補助請求  
受験票または受講証(写)と 受験または受講費用領収書(原本)※  
※ 主催団体の都合等により領収書がない場合は、合否結果がわかるものと費用の金額がわかるものを添付
  - (2) 資格更新補助請求  
更新費用がわかるもの(参加費の領収書等)と 更新したことがわかるもの(会員証の写し等)

互助会受付年月日	年 月 日	担当者	担当者	審査		会長
支給年月日	年 月 日					
支給額	円					

資格	職員互助会		事業団	
	資格取得補助	更新	資格取得補助	更新
介護福祉士			○	
社会福祉士			○	
介護支援専門員			○	○
主任介護支援専門員			○	○
精神保健福祉士			○	
衛生管理者			○	
危険物取扱責任者			○	○
認知症ケア専門士	○	○		
健康運動指導士	○	○		
健康運動実践指導者	○	○		
健康介護コンシェルジュ検定	○			
日本商工会議所簿記検定	○			
社会福祉法人経営実務検定	○			
福祉住環境コーディネーター	○			
社会保険労務士	○			
マイクロオフィススペシャリスト ト又はエキスパート	○			
認定看護師	○			